

## 普通貯金（総合口座を含む）等のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通貯金口座（総合口座含む）、貯蓄貯金口座および納税準備貯金口座については、貯金規定に基づき、下記のとおり貯金取引を停止または貯金口座を解約させていただく場合があります。

また、普通貯金口座（総合口座含む）、貯蓄貯金口座に関し、一定の期間ご利用のない場合は、カード規定に基づき下記のとおりJAキャッシュカードのご利用を停止させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご利用になっていない通帳・カードがございましたらご確認ください。

なお、貯金取引が停止または解約された貯金口座について、改めてご利用を希望される場合には、貯金通帳およびお届けの印鑑をご持参のうえ、窓口にお申し出ください。

### 記

#### 1. 貯金取引のご利用を停止もしくは解約させていただく場合

最後の預入れまたは払戻し取引のほか、名義変更、通帳発行・繰越、記帳を行った日から10年間、利息決算以外の入出金がない貯金口座につきましては、ご利用を停止、もしくはお客様に通知（※）することにより解約させていただくことがあります。

なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなります。

※ 届出のあった名称・住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着した、もしくは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 2. JAキャッシュカードのご利用を停止させていただく場合

普通貯金口座（総合口座含む）および貯蓄貯金口座に関し、最後の預入れまたは払戻しから10年間、利息決算以外の入出金がない場合には、JAキャッシュカードのご利用を停止させていただくことがあります。

以上

詳しくは窓口にお問い合わせください。

能登わかば農業協同組合